

バイナリーオプション取引に関する規則 (平25. 11. 19)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が顧客との間で行うバイナリーオプション取引に関し、取引の内容、投資勧誘及び顧客管理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 バイナリーオプション取引

金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第123条第8項に定める特定店頭オプション取引のうち、次のイからハまでのすべてに該当する取引をいう。

イ 有価証券関連デリバティブ取引（定款第3条第7号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。）であること

ロ 多数の個人を相手方として行う取引として提供されるものであること

ハ 顧客が継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組みのものであること

2 オプション

バイナリーオプション取引において、権利取得者（当該オプションを付与された者をいう。以下同じ。）の意思表示により、当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標をいう。以下同じ。）としてあらかじめ設定した金融指標の数値（以下「権利行使価格」という。）と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値（以下「判定価格」という。）が一定の条件を満たした場合には、権利付与者（当該オプションを付与した者をいう。以下同じ。）が権利取得者に対し、あらかじめ当事者間で定めた一定の金銭（以下「ペイアウト額」という。）を支払うこととなる取引を成立させることができる権利をいう。

3 銘柄

権利行使価格及び判定価格において参照する金融指標並びに判定期限が同一のオプションをいう。ただし、コールオプション又はプットオプションの別がある場合には、権利行使価格及び判定価格において参照する金融指標並びに判定期限が同一のコールオプション又はプットオプションをいう。

4 取引開始時刻

各銘柄において顧客が当該銘柄の売付け又は買付けを行うことができることとなる時刻をいう。

5 判定期限

各銘柄において、権利取得者の権利行使により、権利付与者が権利取得者に対しペイアウト額を支払うことを確定させることができる期間の最終時点（当該期間が一時点の場合には当該時点）をいう。

6 取引期間

各銘柄における取引開始時刻から判定期限までの期間をいう。

7 バイナリーオプション取引等

バイナリーオプション取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。

(通 則)

第 3 条 協会員は、バイナリーオプション取引等を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則等を遵守しなければならない。

2 協会員は、バイナリーオプション取引等を行うに当たっては、過度に投機的な取引を誘引することのないよう留意しなければならない。

第 2 章 取 引 の 内 容 等

(取 引 期 間)

第 4 条 協会員は、バイナリーオプション取引における各銘柄の取引期間を 2 時間以上となるよう設定しなければならない。

2 協会員は、バイナリーオプション取引における各銘柄の判定期限を同時又は間隔が 2 時間以上となるよう設定しなければならない。ただし、参照する金融指標が異なる銘柄を取り扱う場合において、各銘柄の判定期限に合理的な理由があるときは、この限りでない。

(売 買 期 限)

第 5 条 協会員は、バイナリーオプション取引について、判定期限又はその直前に至るまで、顧客の買付け又は売付けに応じる態勢を整備しなければならない。

(取 引 方 法)

第 6 条 協会員は、バイナリーオプション取引について、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

- 1 同一のオプション（取引期間、参照する金融指標、権利行使価格及びペイアウト額を確定させるための条件が同一のオプションをいう。）について、顧客の新規買付け及び新規売付けの機会を同時に提供する方法
- 2 すべての顧客が一斉に損失となる条件設定が取り除かれている仕組みを用いる方法（前号に掲げる方法を除く。）

(取引価格の提示等)

第 7 条 協会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、顧客に提示するオプションの取引価格について、次の各号に掲げる仕組みを整備しなければならない。

- 1 オプションの権利行使価格、判定期限までの残存時間及び参照する金融指標の数値等に照らし、公正な方法により取引価格を算出し、当該取引価格を顧客に提示する仕組み
- 2 オプションの買付価格及び売付価格を同時に顧客に提示する仕組み
- 3 ペイアウト額を固定し、取引期間中のオプションの価値の変化を取引価格によって顧客に提示する仕組み

(権利行使価格の設定)

第 8 条 協会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、あらかじめ権利行使価格の設定に係る基準を定めるほか、過度に投機的な取引を助長しないような権利行使価格を設定する態勢を整備しなければならない。

(権利行使価格の提示等)

第 9 条 協会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、取引開始時刻までに各銘柄の権利行使価格を提示しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき提示する権利行使価格は、すべての顧客に対し同一としなければならない。
- 3 協会員は、取引期間中である銘柄について、次の各号のいずれかに該当する場合は、権利行使価格を追加してはならない。
 - 1 既に設定した権利行使価格を用いて顧客が新規買付け及び新規売付けを円滑に行い得る状況にある場合
 - 2 権利行使価格を追加する時点において、判定期限までの時間が2時間未満の場合

第3章 投資勧誘及び顧客管理

(過度に投機的な取引を誘引する表示の禁止)

第10条 協会員は、バイナリーオプション取引等について、過度に投機的な取引を誘引する又はそのおそれのある表示を行ってはならない。

(取引概要の公表)

第11条 協会員は、顧客がバイナリーオプション取引を適切に行うことができるよう、自社が取り扱うバイナリーオプション取引に関し顧客があらかじめ理解すべき事項について自社のホームページ等において公表しなければならない。

- 2 前項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項には、少なくとも次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- 1 当該協会員が取り扱うバイナリーオプション取引の概要

イ 取引価格の決定方法

ロ 権利行使価格の設定方法（追加設定を行うことがある場合は、その条件等を含む。）

ハ 参照する金融指標に係る留意点及び当該金融指標の提供元

- 2 当該協会員が取り扱うバイナリーオプション取引のリスク

イ 取引金額が少額であっても、多数回の取引を繰り返し行うことにより、多額の損失を被るおそれがあること

ロ 買建玉につき、判定期限までオプションを行使することができなかった場合には投資元本の全額が投資損失となること

ハ 売建玉につき、オプションが行使された場合には顧客がペイアウト額を支払うこととなること。また、この場合において、当該ペイアウト額は顧客が受け取った取引価格を上回り、その差額が投資損失となること

- 3 その他当該協会員が取り扱うバイナリーオプション取引を行うに当たり、顧客が合理的な投資判断を行うために必要と認める事項

イ 顧客全体の支払金額と受取金額の差額が協会員の収益の源泉となっていること

ロ 当該取引について顧客が合理的な投資判断を行うためには、オプション取引についての専門知識が必要となること

ハ 参照する金融指標の配信停止及びシステム障害等の理由により、取引停止等（顧客との取引継続の停止、新規売買取引の停止又は遅延をいう。以下同じ。）が生じる可能性がある場合には、あらかじめ想定されるその発生事由

(取引説明書の交付及び確認書の徴求)

第12条 協会員は、顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により、金商業等府令第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客と

みなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）とバイナリーオプション取引等を行うに当たっては、前条第1項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項について記載した書面（以下「取引説明書」という。）を作成しなければならない。ただし、前条第1項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の一部が金商法第37条の3第1項の規定に基づき情報を提供する際に提供している内容に含まれている場合には、当該事項については取引説明書への記載を省略することができる。

- 2 協会員は、顧客とバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客に、取引説明書（前条第1項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の一部が金商法第37条の3第1項の規定に基づき情報を提供する際に提供している内容に含まれている場合には、当該内容を含む。以下同じ。）を交付し、取引説明書の記載事項について説明しなければならない。
- 3 前条第1項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項のすべてが金商法第37条の3第1項の規定に基づき情報を提供する際に提供している場合には、当該情報提供及び説明を行うことをもって、前2項に規定する取引説明書の作成、交付及び説明を行ったものとみなす。
- 4 協会員は、顧客とバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が取引説明書（前項に規定する情報提供を含む。）に記載された内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該バイナリーオプション取引等に係る確認書（以下「確認書」という。）を徴求しなければならない。
- 5 前項に規定する確認書において、前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項については、当該各号において掲げられた事項ごとに顧客が理解したことを確認できる書式を用いなければならない。
- 6 前4項の規定は、協会員が、当該バイナリーオプション取引等に係る契約の締結前1年以内に当該契約につき第2項の規定に基づき交付すべき取引説明書（第3項に規定する情報提供を含む。）を当該顧客に交付又は第3項に規定する情報提供を行っており、かつ、当該顧客から確認書を徴求している場合は、この限りでない。

（取引限度額及び損失限度額）

第13条 協会員は、顧客と初めてバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該顧客から取引限度額又は損失限度額の申告を受けなければならない。

- 2 協会員は、バイナリーオプション取引等を行うに当たっては、顧客による過度に投機的な取引及び過大な損失の発生を防止することを目的として、顧客属性に応じた取引限度額又は損失限度額を適切に定めなければならない。
- 3 協会員は、バイナリーオプション取引等における顧客の取引状況又は損益状況を把握し、第1項に基づき顧客から申告を受けた取引限度額若しくは損失限度額を超えた場合又は前項に基づき協会員が定めた取引限度額若しくは損失限度額を超えた場合における対応を定めるほか、顧客による過度に投機的な取引及び過大な損失の発生を防止するための態勢を整備しなければならない。

（取引停止等の場合の取扱い）

第14条 協会員は、取引停止等が発生した場合には、取引停止等が発生した旨及びその理由を自社のホームページ等において公表しなければならない。

- 2 協会員は、取引停止等が発生した場合には、その発生原因等について検証を行い、当該検証が適切であるかモニタリングを行う態勢を整備しなければならない。

(取引結果の公表)

第 15 条 協会員は、バイナリーオプション取引について、一定の期間内に行われた顧客との取引全体の状況に関し、次に掲げる事項を自社のホームページ等において公表しなければならない。

- 1 顧客の支払総額に対する顧客の受取総額の割合
- 2 取引を行った顧客数に対する損失が生じた顧客数の割合

(投資勧誘規則の適用)

第 16 条 バイナリーオプション取引等に係る取引開始基準及び注意喚起文書の交付その他の投資勧誘及び顧客管理については、この章の定めによるほか、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の定めによるものとする。

第 4 章 社内規則の制定等

(社内規則の制定等)

第 17 条 協会員は、バイナリーオプション取引等を行うに当たっては、この規則を遵守するために必要となる具体的な取扱いを規定した社内規則を制定しなければならない。

- 2 協会員は、前項に定める社内規則が適切に履行されているかについて、定期的に検査等のモニタリングを行わなければならない。

(電磁的方法による交付等)

第 18 条 協会員は、本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供をすることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

- 2 協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。

付 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

付 則 (令元. 6. 18)

この改正は、令和元年6月18日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項を改正。

付 則 (令7. 3. 18)

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第1号を改正。
- (2) 第12条第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項を改正。
- (3) 第18条第1項及び第2項を改正。